



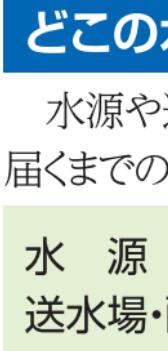
情報館 ⑤ 水道水の水質検査

水道施設課 ☎ 368-1679 ☎ 368-1686

✉ suidoshisetsu@city.suzuka.lg.jp

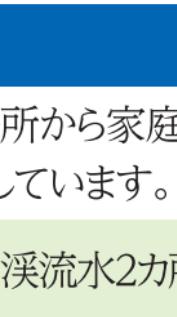
令和4年度水道週間スローガン

「大切な 水と一緒に 暮らす日々」



上下水道局では、安全な水道水を供給するために、適切な水質管理に努めています。

ここでは、水質検査計画に基づいて実施している水質検査について紹介します。



「すづかの水道」キャラクター
すいていくん

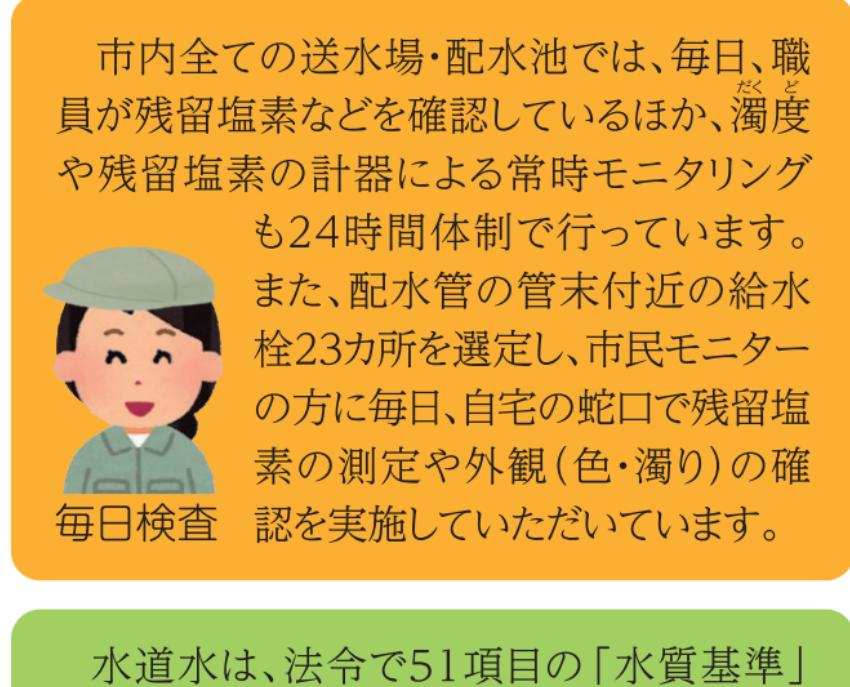
どこの水を検査しているの？

水源や送水場、給水栓など、取水場所から家庭に届くまでの各段階で、水質検査を実施しています。

水 源 深井戸31カ所、鈴鹿山麓の溪流水2カ所

送水場・配水池 市内6カ所

給水栓 市内18カ所の公共施設の蛇口



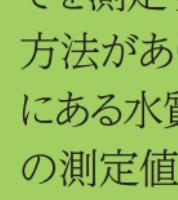
▲水源(深井戸)採水の様子

どのような検査をしているの？

市内全ての送水場・配水池では、毎日、職員が残留塩素などを確認しているほか、濁度や残留塩素の計器による常時モニタリング

も24時間体制で行っています。

また、配水管の管末付近の給水栓23カ所を選定し、市民モニターの方に毎日、自宅の蛇口で残留塩素の測定や外観(色・濁り)の確認を実施していただいている。

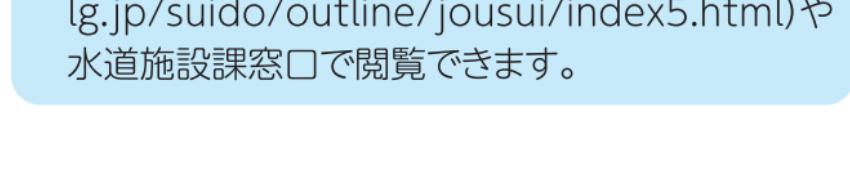
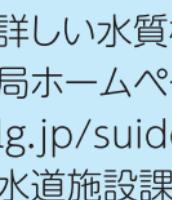


水道水は、法令で51項目の「水質基準」が定められていて、全ての項目が水質基準に適合している必要があります。

上下水道局では、この水質基準のほか、水質管理上留意すべきとされている「水質管理目標設定項目」なども含めて、定期的に80項目以上の水質検査を実施し、安全な水であることの確認をしています。

水質検査の方法は、全ての手順が細かく定められています。理科の実験のような比較的簡単な手分析や、100万分の1g以下のレベルまでを測定する機器を使った分析など、さまざまな方法があり、水道施設課職員が上下水道局内にある水質試験室で実施しています。水質検査の測定値の信頼性を確保するため、測定機器の整備や検査技術の向上に努めています。

なお、一部の特殊項目の検査については、厚生労働省に登録のある検査機関に定期水質検査を委託しています。



▲検査の様子

※詳しい水質検査計画や水質検査結果は、上下水道局ホームページ(<https://www.city.suzuka.lg.jp/suido/outline/jousui/index5.html>)や水道施設課窓口で閲覧できます。